

## 「(仮称)折爪岳北風力発電事業」環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、鳥獣保護区及び岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれ、周辺には、折爪馬仙峡県立自然公園が存在する等、事業実施想定区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 当該事業と一体的に実施予定である「(仮称)折爪岳南（Ⅰ期地区）風力発電事業」、「(仮称)折爪岳南（Ⅱ期地区）風力発電事業」及び「(仮称)久慈・九戸風力発電事業」については、事業実施区域が近接していることから、累積的な環境影響について、調査、予測及び評価を実施すること。  
また、当該事業者が実施予定の他の事業についても、本事業の調査方法等に対する意見を踏まえて十分な調査を実施すること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

### 2 個別的事項

- (1) 大気環境  
事業実施想定区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、それらの位置を正確に把握し、調査地点について検討したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 水環境
  - ① 事業実施区域周辺に水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。  
また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水道を利用する水道事業者と十分に協議すること。

② 事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施に伴う水質に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 鳥類、コウモリ類及び昆虫類

① 鳥類については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、累積的な影響も含めた予測及び評価を実施すること。

② コウモリ類については、専門家の意見を聴きながらより効果的な調査方法について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

③ ヒメボタル等の希少な昆虫類については、専門家の意見を聴きながら調査地点について検討し、生息種の特定制も含めた十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(4) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、調査地点等について検討したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(5) その他

風力発電機の配置については、事業実施区域及びその周辺に存在する土石流危険溪流の危険度のレベルに応じた各区分の分布状況を踏まえて検討すること。

(仮称) 折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見

- 1 本県側対象事業実施区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域に指定された森林が存在している。事業の実施に伴い、これらの森林を伐採することにより、豊かな森林環境や治山治水に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの森林の伐採を回避することを基本方針とした事業計画を検討し、その内容を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 建設機械の稼働に係る大気質（窒素酸化物、粉じん等）、騒音及び振動の予測対象時期は、工事工程や工事区間等の具体的な工事計画を勘案し、予測地点ごとにこれらの影響が最大となる時期を選定すること。
- 3 建設機械の稼働に係る騒音の評価の手法について、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定された規制基準との整合が図られているかを検討するとしているが、予測地点への影響が長期にわたる場合は、騒音に係る環境基準との整合が図られているかを検討すること。
- 4 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音の評価の手法について、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合が図られているかを検討するとしているが、当該基準は超低周波音を対象としていないため、超低周波音に係る適切な評価の手法を選定すること。
- 5 建設機械の稼働に係る振動の評価の手法について、「振動規制法」に基づく「特定建設作業の規制基準」に規定された規制基準との整合が図られているかを検討するとしているが、当該基準は作業場所の敷地の境界線における基準であり、当該基準により予測地点となる住居等への影響を評価することは適切ではないことから、適切な手法を選定すること。
- 6 対象事業実施区域の表層地質は主に火山性であり、掘削土等が雨水と接することにより酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地質に由来する酸性水の発生の有無について調査を行った上で、必要に応じて地形及び地質（地質）を環境影響評価項目に追加し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。

- 7 本県側対象事業実施区域には、土石流危険渓流が存在している。当該土石流危険渓流における風力発電設備の設置及び道路の新設・拡幅工事により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、工事の実施における地形及び地質（土地の安定性）を環境影響評価項目として選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、評価の結果、土地の安定性に影響が認められた場合には、当該土石流危険渓流における事業の実施を回避すること。
- 8 風車の影に係る調査、予測及び評価については、太陽の高度・方位及び発電設備の高さに加え、設置予定場所及び住居等の標高並びにそれらの距離の具体的な位置関係を踏まえて行うこと。
- 9 事業の実施により、対象事業実施区域及びその周辺におけるテレビ、ラジオ、携帯電話等の通信状況に影響を及ぼすおそれがあることから、施設の稼働に係る環境影響評価項目として電波障害を選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 動植物に係る予測対象時期等について、工事中においては、造成等の施工による動植物の生息・生育環境への影響が最大となる時期とし、供用後においては、動植物の生息・生育環境が安定した時期とすること。
- 11 事業の実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を聴いた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 12 対象事業実施区域周辺においては、本事業者による複数の風力発電事業が計画されており、これらの事業の実施により、コウモリ類に対する累積的な影響が懸念されることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 13 コウモリ類のハープトラップ調査及び希少猛禽類の定点調査について、対象事業実施区域北側には調査地点が配置されておらず、これらの生息状況が適切に把握されないおそれがあることから、地元の複数の専門家から意見聴取した上で、調査地点の位置及び地点数を再検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 14 ガンカモ類、ハクチョウ類等は、夜間の渡りが行われることから、地元の専門家から意見を聴取した上で、必要に応じてこれらの鳥類に係る夜間調査を行うこと。

- 15 ライトトラップ法による昆虫類の調査について、ボックス型ライトトラップを設置して昆虫類を採集するボックス法を採用しているが、ボックス法では蛾類の鱗粉が剥がれ、種の同定が難しくなる場合があるため、調査地点のうち少なくとも1地点では、白布のスクリーンに光を投射して誘引される昆虫類を採集するカーテン法の採用を検討すること。
- 16 対象事業実施区域北部においては、森林が名久井岳山麓まで広がっている。工事の実施による森林の伐採によって、風向、日当たり等に変化が生じ、名久井岳の植物相等に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの植物の生育環境に及ぼす影響について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 17 生態系に係る予測対象時期等について、工事中においては、造成等の施工による注目種の餌場・繁殖地・生息地への影響が最大となる時期とし、供用後においては、動植物の生息・生育環境が安定した時期とすること。
- 18 名久井岳は、地域住民にとって重要な景観資源である。名久井岳を眺望できる地点として「南部町農林漁業体験実習館チェリウス（駐車場）」を景観の調査地点に選定しているが、当該地点以外にも本県側から名久井岳を視認できる地点は広範囲に存在することから、調査地点を適切に追加すること。